

安城市子ども・子育て支援事業計画(案)

(令和2年～令和6年)

令和元年10月

安城市

第4章 具体的な施策内容

- 1 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策
- 2 幼児教育・保育環境の充実
- 3 学童期からの「生きる力」を育む環境整備
- 4 子どもの居場所づくり
- 5 支援を必要とする子どもや保護者への対策
- 6 子育てしやすい社会環境の整備
- 7 地域社会における子育て支援



方針1 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策

現 状

- 人口 1,000 人あたりの出生数は国、愛知県よりも高い水準となっていますが、年々減少しています。
- すべての妊産婦の心身の健康管理ができるよう、母子健康手帳交付、妊産婦指導及び妊産婦健診の助成を行うなど、妊娠期から産後に向けて切れ目のない支援をしています。
- 産後早期にすべての家庭に赤ちゃん訪問(乳児全戸家庭訪問事業)を実施し、産後の心身の健康管理、育児方法に関する相談に応じ、必要な支援につないでいます。
- 乳幼児健診事業は、子どもの発達・発育状況を把握し、支援につなげるための大切な機会であるため、受診率の維持・向上に努めています。また、いろいろな機会を通して、保健師だけでなく管理栄養士や歯科衛生士など専門職による教室や相談を開催しています。

課 題

- 妊娠期からの専門職の関わりを強化し、産後の支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期からの継続支援ができる体制を整えていく必要があります。
- 子どもの健やかな成長が喜びとなるよう、相談や訪問、助成等様々な事業を通して、子育て家庭への寄り添い支援を継続実施していく必要があります。
- 専門職が関わり、必要な支援につなげるために、医療・保健・子育て等の関係機関との連携を深める必要があります。

推進 方策

今後も子どもの健康増進を図るため、妊娠期から子育て期までの健康管理体制を継続するとともに、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。

想定される課題



(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
1	妊婦健康診査事業	妊婦を対象とした医療機関等における健康診査費用の助成

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
2	母子健康手帳の交付	3	妊産婦指導及び健康教育事業
 4	産後ケア事業		

(2) 子どもの健康増進

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
6	乳幼児健康診査事業	7	乳幼児保健指導
8	家庭内事故防止の啓発	9	離乳食講習会
10	子どもの料理教室	11	歯科保健対策
12	小児生活習慣病予防健康診断事業	13	子ども医療費助成事業
14	休日夜間急病診療事業		

※ 事業番号欄に  があるものは、市独自の重点施策

※ 事業番号欄に  があるものは、新規に行う事業



方針2 幼児教育・保育環境の充実

現 状

- 国は「子育て安心プラン」を策定し、女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することにより、待機児童を解消することとしています。
- 女性の就業率の上昇に伴い、共働き家庭が増加しており、保育ニーズは高まりをみせています。
- 幼児教育・保育の無償化により、さらに保育ニーズが高まる可能性があります。
- 保育者の研修の実施や、公立保育園の保育評価を実施するなど、「質」の向上を図っています。
- 保護者のニーズに対応した幼児教育・保育に関する事業を実施しています。

課 題

- 女性の就業率の上昇に伴い、0歳から2歳までの低年齢児の入園希望が増加しており、一時的に待機児童が発生しているため、受け皿の整備を図る必要があります。
- 育児休業取得者が増加しているため、年齢毎の保育ニーズの把握にあたっては、職場復帰のタイミングを考慮する必要があります。
- 共働き家庭の増加に合わせ、延長保育や病児・病後児保育など、多様な保育の形態が求められており、引き続き事業を推進していく必要があります。
- 幼児教育・保育において、保護者のニーズに合った事業を実施している中、「質」について、保護者の満足度を高めていくことが必要です。

推進 方策

幼児教育・保育の量の確保を図るために、必要となる受け皿の整備を行います。また、これに伴う受入れ体制の拡充を図るとともに、幼児教育・保育環境の質を維持・向上させるため、保育者研修制度等の事業を実施します。

さらに、一時預かり事業や病児・病後児保育事業を実施することにより、働きながら子育てしやすい環境を維持します。

量の確保

質の向上



子育てする家庭を支援

(1) 幼児教育・保育の量の確保

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
15	幼児教育・保育事業	民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業
16	一時預かり事業	保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、児童の保育が一時的に困難になったときに預かる事業
17	延長保育事業	保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために1日11時間以上の保育を行う事業
18	病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの児童が、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に預かる事業

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
19	休日保育事業		

(2) 幼児教育・保育環境の質の向上

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
20 	保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修	施設の老朽化に伴う改修など、幼児教育・保育環境の向上を図るための整備
21 	保育者研修制度	保育者の資質向上に向けた研修内容の充実

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
22	幼児教育・保育評価事業	23	安全教育

方針3 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

現 状

- 保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続は、子どもの豊かな育ちを実現する上で重要な視点となっています。
- 小学校、中学校間の連携・接続に関する現状を考慮し、異年齢交流や学校間交流に取り組み始めています。
- ICT の進化によるインターネットなどの情報機器の普及により、子どもの価値観は多様化しています。
- 近年、全国的に不登校の児童やニート、ひきこもりの青少年が増加しています。

課 題

- 保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を強化するために、関係機関との連携が求められています。
- スマートフォンなどの情報機器の普及によりインターネットの利用率が増加し、人とのつながりが薄れる中、豊かな心を育む体験が必要です。
- 学童期からの不登校児童生徒への支援・相談体制の充実と、関係機関との連携強化が求められています。

推進 方策

保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への接続を強化するとともに、様々な体験を通して心の教育の一層の充実を図ります。

また、関係機関と連携して相談事業を推進し、青少年の健全な育成に取り組めます。



(1) 豊かな心の育成

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
24 	就学から中学校卒業までの園・学校間の連携	就学からの各段階における環境変化に対応し、円滑な接続を進めていく事業

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
25	心の教育	26	命の教育
27	防災・安全教育	28	中高生のボランティア体験学習
29	職場体験	30	総合学習の活性化
31	赤ちゃんふれあい交流事業	32	農業後継者確保対策事業
33	思春期保健事業		

(2) 青少年を取り巻く環境整備

○重点的に取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	内 容
34 	教育相談と適応指導教室	教育相談や適応指導教室の果たす役割を一層促進し、学校生活に不適応を生じた児童生徒への支援を拡充する事業

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
35	青少年健全育成活動	36	困難を抱える若者への支援

方針4 子どもの居場所づくり

現 状

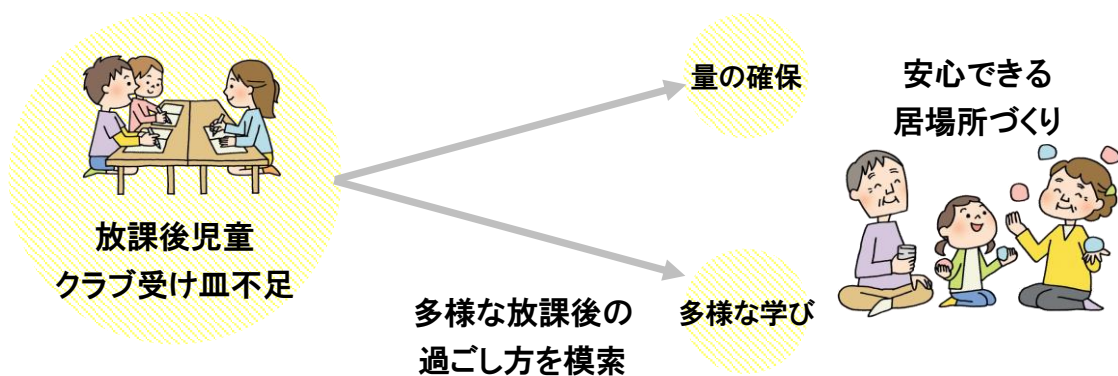
- 共働き家庭の増加により、保育ニーズの高まりと比例して、放課後児童クラブのニーズも高くなっています。
- 地域のつながりの希薄化、安全面の変化から放課後に子どもたちが過ごす場所が変化しています。
- 各小学校で余裕教室がなくなっており、放課後子ども教室事業を実施することが難しい状況となっています。
- 児童センターの整備やスポーツ教室の開催等により、子どもの放課後や休日の居場所づくりにつなげています。

課 題

- 放課後児童クラブにおいて、入会希望者は年々増加しており、受け皿を確保するための整備を行う必要があります。
- 放課後児童クラブの6年生までの受入れ拡大に伴い、子どもたちの健全な育成に深い関わりを持つ放課後児童支援員を確保する必要があります。
- 子どもにとって安心できる居場所が確保できるよう、様々な選択肢をつくる必要があります。

推進 方策

放課後児童クラブの受け皿を確保することに合わせて、講座やスポーツ教室の開催など、様々な子どもの居場所づくりに取り組みます。



(1) 放課後等の環境整備

○重点的に取り組む事業

No.	施策・事業名	内 容
37	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活する場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした事業

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
38	民間児童クラブへの支援	39	放課後等の子どもの居場所づくり
40	児童センター事業		

方針 5 支援を必要とする子どもや保護者への対策

現 状

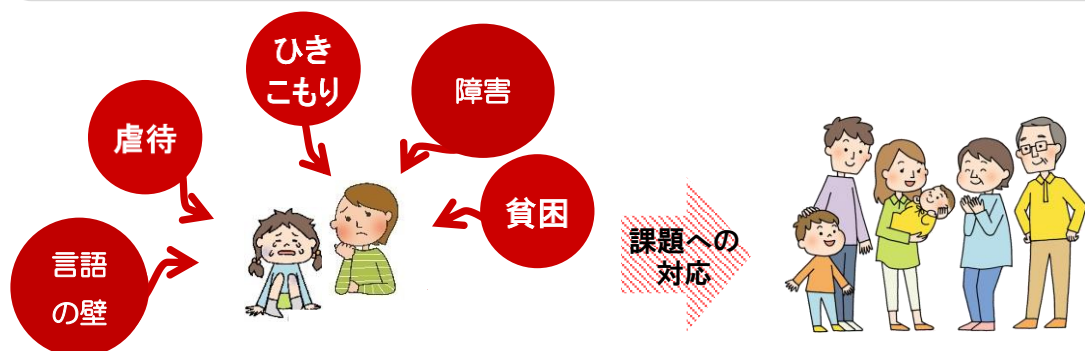
- あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくことが必要となっています。
- 早期療育の有効性の理解が進み、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮した支援を求める保護者が増えています。
- 近年、子どもに対する虐待やいじめ、及び子育て家庭の社会的な孤立などが発生しています。
- 国では、令和4年度までに虐待における相談体制を強化するため、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとしています。
- 市内に在住する外国人の人口は年々増加傾向にあり、日本語の習得が不十分な子どもが増えています。

課 題

- ひとり親家庭などが仕事と家事・育児の両立をするために、家事支援など金銭面以外の支援も必要になっています。
- 児童発達支援事業所等を利用する児童が多くなっているため、受入施設の拡充について検討する必要があります。
- 発達支援を必要とする子どもの保護者の理解を深めるとともに、子どもの社会適応力の向上を図る必要があります。
- 虐待に関する相談件数は、近年、横ばいに推移していますが、重篤化する前に対策を行うため、子ども家庭総合支援拠点の設置及びその人材を確保する必要があります。
- 年々増加する外国人に対応するため、文化や言語の壁に配慮する必要があります。

推進 方策

ひとり親家庭が自立するための支援をはじめ、障害児への療育支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、家庭における虐待防止や外国籍児童、生活困窮世帯への支援を行い、子ども達が安全で安心して育つための体制を整備します。



市内に住む全ての子育て家庭が
暮らしやすい社会の実現

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

○その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
41	ひとり親家庭への就業支援	42	ひとり親家庭相談
43	ひとり親家庭の家計負担軽減	44	ひとり親家庭日常生活支援事業

(2) 障害児施策の充実

○重点的に取組む事業

No.	施策・事業名	内 容
45 	保護者及び学齢期支援事業	幼児期の保護者への講座（ペアレント・プログラム）及び、学齢期の児童を対象に社会性を身に付ける講座（ソーシャルスキルトレーニング）の実施

○その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
46	統合保育・交流保育	47	特別支援教育
48	障害児を持つ家庭の負担軽減	49	発達相談及び療育支援
50 	市内における児童発達支援		

(3) 子どもが安全・安心に育つ体制の整備

○重点的に取組む事業

No.	施策・事業名	内 容
51	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援の実施

○その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
52	虐待に関する相談	53	子ども家庭総合支援拠点の設置
54	生活困窮世帯の子どもへの学習支援	55	就学援助費の支給
56	生活困窮世帯への就労支援	57	通訳活用事業

方針 6 子育てしやすい社会環境の整備

現 状

- 国の働き方改革では、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めています。
- 就業を希望する女性が増えているため、出産や子育てのために離職した人への再就職の支援を行っています。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は、以前よりも高まりをみせているものの、依然として母親が子育ての大半を担っています。
- 公園の整備や多目的トイレの設置など子育てしやすい生活環境の整備を図っています。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、手当の支給や助成を行っています。
- 多子家庭と低所得者家庭への経済的な支援として、第3子以降と低所得者家庭の給食費・保育料を軽減しています。
- 子どもを犯罪や事故等から守るため、各地域において見守り活動を行っています。

課 題

- 共働き家庭も子育てしやすい環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進していく必要があります。
- 平穏な家庭環境で子どもが健やかに成長するために、父親や祖父母の子育て参画を支援し、家事育児負担の平等化と協力を図る必要があります。
- 家庭の経済状況によって教育の機会が奪われることが無いよう、支援を図ることが必要です。

推進 方策

仕事と子育ての両立を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を実施します。また、引続き、施設環境の整備を行い、多世代住宅への補助などの経済的支援により子育てしやすいまちを目指します。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

○重点的に取り組む事業

No.	施策・事業名	内 容
58 	女性への就業支援	就職を希望する女性を対象としたセミナーや相談・支援及び求人情報の提供の実施

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
59	創業支援	60	家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供
61	子育て世帯の男性に対する家事・育児参画		

(2) 子育てにやさしい環境の整備

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
62	公園等の維持管理	63	多目的トイレ・おむつ交換台等の設置
64	見守り活動	65	「こども 110 番の家」

(3) 子育て家庭の経済的な支援

○重点的に取り組む事業

No.	施策・事業名	内 容
66  	多世代住宅補助	子育て世帯と祖父母が同居、近居するための建築及び取得等にかかる費用の一部を補助

○その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
67	高等学校等修学奨学金の支給	68	私立高等学校等授業料の補助
69	児童手当・特例給付の支給	70	給食費負担軽減
71	保育料等負担軽減		

方針7 地域社会における子育て支援

現 状

- 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、近親者や地域の方からの子育てに関する助言や支援を受けることが難しくなっています。
- 国では、妊娠期から子育て期にわたる相談に応じ、関係機関等と連携し切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを令和2年度末までに全国展開することとしており、本市では、保健センターに利用者支援事業の母子保健型を、あんぱーくに利用者支援事業の基本型を設置し、それらを連携させることで子育て世代包括支援センターを展開しています。
- 育児の援助が必要な人に対し、地域住民等が必要な援助を行うことにより、お互いに育児を助け合う会員組織の事業（ファミリーサポートセンター事業）を展開しています。
- 子育て情報を容易に入手できる体制を整備することが求められています。

課 題

- 子育てにおける祖父母等の親族からの支援の有無は、子育ての負担感に大きな影響を及ぼすため、親族が同居あるいは近居していない場合は、地域で支え合う関係がより一層必要となっています。
- 妊娠・出産・育児における様々な相談に応じ、切れ目ない支援を提供するためには、子育て世代包括支援センターを中心とし、各関係機関が連携した取り組みが必要となります。
- ファミリーサポートセンター事業において、育児を援助する提供会員の確保や、高齢化に対する対策が必要になっています。
- スマートフォンなどの情報機器の普及によりインターネットで子育て情報を入手する方が増えているため、WEBやSNSを活用した情報発信を強化する必要があります。

推進 方策

子育て環境の変化により生ずる多様な育児ニーズに対応するため、子育て支援サービスの充実を図り、ファミリーサポートセンター事業等の地域での相互援助を推進します。

また、情報提供のあり方を見直すとともに、関係機関が連携し地域全体で子育て家庭を支援していきます。



(1) 子育て支援サービスの充実

○重点的に取組む事業

No.	施策・事業名	内 容
72	利用者支援事業	子育て支援アドバイザーと母子保健コーディネーターを設置しそれぞれの世帯に応じて子育て支援を実施
73	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場などの、親子で遊べる場所の提供
74	子育て短期入所生活支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になったときに児童養護施設等で一時的に養育する事業

○その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
75	地域活動事業	76	子育てに関する講座
77	子育てに関する情報発信	78	子育てに関する相談

(2) 子育て支援ネットワークの構築

○重点的に取組む事業

No.	施策・事業名	内 容
79	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をする人と援助してもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業

○その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名	No.	施策・事業名
80	多世代間交流事業	81	安城市小中学校ふれあいネット事業

第5章 重点5か年事業

- 1 幼児教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域
- 2 児童数の見通し
- 3 具体的な取組



1 幼児教育・保育及び 子育て支援サービスの提供区域

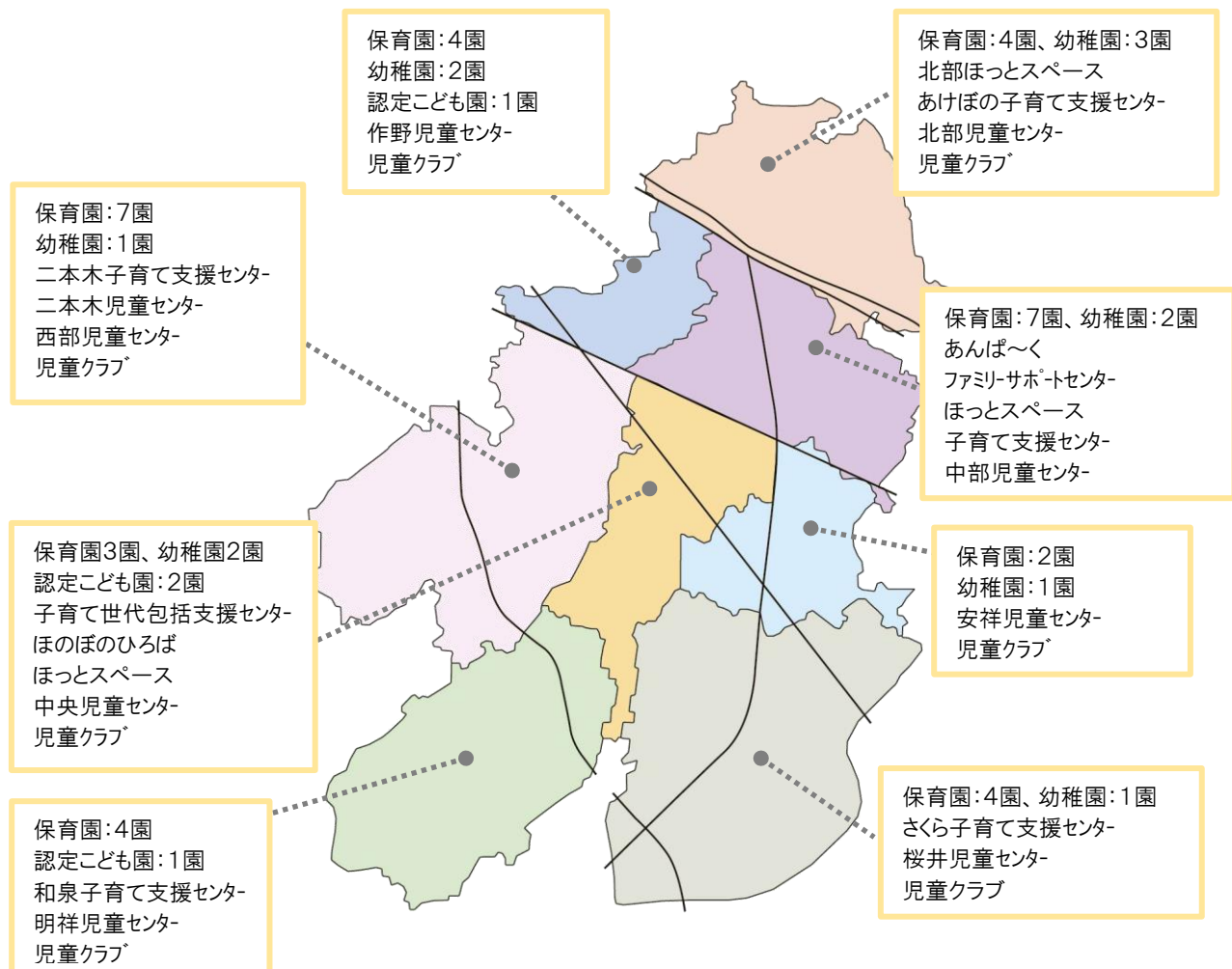
第5章では、前章で掲げた事業の中から重点的に取り組むものを掲げています。

本市には8つの中学校区があり、中学校区別の年少人口割合は14.1～16.7%となっています。

幼児教育・保育施設については、従来から計画的に保育園等の整備を進めてきたため、市内各地に配置されています。

地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域であり、利用者が幅広い選択肢の中から、通園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにするため、5カ年計画として本計画で定める全ての事業の提供区域については、市内全域を一つの区域としています。

◆子育て支援施設の状況【平成31年4月1日現在】



2 児童数の見通し

- 0歳から11歳までの児童数の見通しをみると、年々減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されます。
- このため、第2期計画期間中の対象となる事業については、こうしたことを踏まえて見込み量を算出する必要があります。

◆子どもの人口推計

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	23,434	23,178	23,106	23,024	22,735	22,617	22,310	22,264	22,078	22,120

3 具体的な取組

方針1

安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策

1-① 妊婦健康診査事業[事業番号:1]

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳と妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

【今後の方向性】

- 引き続き、安全・安心な出産を迎えるために、妊娠初期から健康診査を受診し、健康管理ができるよう、妊娠の届出を早期（11週まで）に行うよう促していきます。
- 妊娠中から不安や悩みがある人を把握し、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を引き続き実施します。

◆ 妊娠11週までの届出率

（単位：％）

量の見込み及び確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	95	95	95	95	95	95
確保量	96.3	95	95	95	95	95

1-② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

[事業番号:5]

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

【今後の方向性】

○引き続き、乳児が入院中等の理由で訪問が困難な場合でも、保護者と連絡を取り、状況の把握に取り組みます。

○生後4か月を迎えるまでに訪問が困難な家庭は、その後の訪問や4か月児健診等で母子の健康状態や育児状況など養育環境を確認し、すべての家庭の把握に努め、必要な支援が受けられるようにします。

◆訪問実施率

(単位: %)

量の見込み及び 確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	100	100	100	100	100	100
確保量	99.9	100	100	100	100	100

2-① 幼児教育・保育事業[事業番号:15]

【事業内容】

待機児童を解消するため、事業民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業です。

【今後の方向性】

- 共働きで子育てをする家庭の増加により、0歳から2歳の低年齢児保育の需要が高まっていることから、民間保育園の誘致や、公立幼稚園の認定こども園化により、受け皿の確保を図ります。
- 私立幼稚園・保育園の認定こども園への移行については、必要に応じて対応します。

◆1号認定(3～5歳) 幼稚園・認定こども園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		2,458					
確保量	特定教育施設	904					
	確認を受けない幼稚園	1,715					
②合計		2,619					
③充足(②-①)		161					

◆2号認定(3～5歳) 保育園・認定こども園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		2,429					
確保量	特定保育施設	2,753					
②合計		2,753					
③充足(②-①)		324					

◆3号認定(0歳) 保育園・認定こども園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		229					
確保量	特定保 育施設	237					
②合計		237					
③充足(②-①)		8					

◆3号認定(1・2歳) 保育園・認定こども園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		1,286					
確保量	特定保 育施設	1,197					
②合計		1,197					
③充足(②-①)		89					

2-② 一時預かり事業[事業番号:16]

【事業内容】

保護者の就労、疾病、出産や介護等の理由により、児童の保育が一時的に困難になったときに児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

○保育園における一時預かりは、低年齢児保育の利用者の増加により、利用者は横ばいに推移すると考えられますが、待機児童の発生も考慮し、引き続き、必要量を確保します。

○幼稚園における預かり保育については、今後も利用者の動向を踏まえながら、引き続き事業を推進します。

◆保育園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み		10,705	11,782	11,312	11,539	11,505	11,763
確保量		10,858	11,782	11,312	11,539	11,505	11,763

◆幼稚園

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1号認定	11,877	15,336	14,725	14,938	14,575	14,741
	2号認定	35,631	44,200	42,438	43,052	42,005	42,485
確保量		61,635	59,536	57,163	57,990	56,580	57,226

2-③ 延長保育事業(時間外保育事業)[事業番号:17]

【事業内容】

就労等の理由で長時間の保育園での保育を必要とする保護者のために、通常の利用時間である11時間以上の保育を行う事業です。

【今後の方向性】

○低年齢児保育の需要が増える中、引き続き必要量を確保します。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	603	609	600	603	595	596
確保量	595	609	600	603	595	596
実施園数	25 園	29 園	29 園	31 園	31 園	31 園

2-④ 病児・病後児保育事業[事業番号:18]

【事業内容】

病気又は病気の回復期にあり、集団での保育を受けることが困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業です。

【今後の方向性】

○病児・病後児保育の利用方法など、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	204	284	282	285	282	283
確保量	252	284	282	285	282	283

2-① 保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修[事業番号:20]



【事業内容】

子どもたちが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び保育環境の向上を図るための整備を行う事業です。

【今後の方向性】

- 施設の長寿命化のための改修だけでなく、床や壁、内装、水まわり等の設備も必要に応じて更新します。
- 子どもたちが、快適な環境で教育・保育を受けられるよう必要な修繕を行います。

(単位: 園)

成果指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設の改修件数	3	3	2	2	2	3

2-② 保育者研修制度[事業番号:21]



【事業内容】

保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修など、保育者の資質向上に向けた研修内容の充実を図る事業です。

【今後の方向性】

- 需要が増える低年齢児保育に関する研修や保育士の離職を防ぐための研修を実施します。
- 公立と民間の保育者がともに学ぶ機会を取り入れ、市全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。
- 新たなカリキュラム等の策定や保育園・幼稚園間の人事異動・交流の促進により、幼児教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(単位: 回)

成果指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間の研修回数	8	8	8	8	8	8

3-① 就学から中学校卒業までの園・学校間の連携[事業番号:24]



【事業内容】

保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、円滑な接続を進めていくための事業です。

【今後の方向性】

★保育園、幼稚園及び認定こども園から小学校への接続

- 年長園児が小学校の運動会や学芸会等の行事の見学、遊びを通した異年齢交流を行い、年長児と小学生とのふれあいの場を広げ、小学校入学に対する不安の軽減につなげるよう連携を強めます。
- 小学校入学に向けたアプローチカリキュラムや入学後のスタートカリキュラムの作成など、保育園、幼稚園、認定こども園との系統的な連携体制を整備していきます。
- 地区ごとの保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の各担任による連絡協議会の開催により、子どもの情報共有を行うことで円滑な接続につなげています。

★小学校から中学校への接続

- 小学校から中学校への円滑な接続では、情報交換や報告を中心とした会合だけでなく、中学校教師が小学校へ出前授業に行ったり、小学6年生が中学校に学校訪問したりするなど、学校間の交流を進めます。

(単位：回)

目標指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地区ごとの幼保小の連絡交流会の開催回数	2	2	2	2	2	2
中学校区ごとの小学校との連絡会・交流会の開催回数	2	2	2	2 以上	2 以上	2 以上

3-② 教育相談と適応指導教室[事業番号:34]



【事業内容】

○不登校や発達障害、外国籍等の課題を抱える児童生徒に対する支援や対応の充実を図る事業です。

【今後の方向性】

○各種関係機関が主催する連絡会での情報連携を継続するとともに、各小中学校において進路説明会や面談等の場を活用した保護者への情報提供を積極的に行います。

(単位:回)

目標指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
進路説明会等での情報 提供回数	1	1	1	1	1	1

4-① 放課後児童健全育成事業(児童クラブ) [事業番号:37]

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

公立の児童クラブは、小学校の敷地内や隣接地等に整備しており、月～土曜日の午後7時まで実施しています。(土曜日の実施は9箇所のみ)

【今後の方向性】

- 放課後児童クラブのニーズの高まりを受けて、6年生までの受入を拡大します。
- 施設、放課後児童支援員ともに不足しており、6年生までの完全実施を見据えた施設整備及び人材確保を行います。
- 令和6年度までの利用者推計をもとに、全小学校の放課後児童クラブ整備方針を策定し、整備を行います。

◆放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

(単位:人)

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	1,221	636	704	684	779	730
	2年生		643	621	688	670	725
	3年生		515	598	583	646	599
	4年生		398	419	491	487	506
	5年生	513	125	163	192	246	225
	6年生		55	93	131	161	173
①合計		1,734	2,372	2,598	2,768	2,989	2,959
②確保量		1,958	2,372	2,598	2,768	2,989	2,959
③充足(②-①)		224	0	0	0	0	0

5-① 保護者及び学齢期支援事業[事業番号:45]



【事業内容】

○幼児期の児童を育てる保護者が子どもの関わり方を学ぶための講座(ペアレント・プログラム)や学齢期の児童が自分らしく生きるために社会性を身に付ける講座(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する事業です。

【今後の方向性】

- 子育てに難しさを感じる保護者の方が、お子さんの「行動」の理解の仕方を学び楽しく子育てをする自信をつけるプログラムを実施していきます。
- 友だちとうまくかかわるのが苦手な子に、小集団で生活のルールや対人関係のコツを学べるよう実施していきます。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
講座の参加人数	21	22	22	23	23	24

5-② 養育支援訪問事業[事業番号:51]

【事業内容】

子育てに対し不安や孤立等を抱える家庭や、様々な理由により養育支援が必要な家庭に対し、養育上の問題の解決や、家事育児支援を行う事業です。

【今後の方向性】

- 引き続き、妊娠期から支援が必要となる家庭を把握し、乳幼児期における養育支援につなげます。
- 家事・育児支援については、社会福祉協議会、シルバー人材センター等と、今後見込まれる量に対し対応できるか協議しながら事業を実施します。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	35	118	118	118	118	118
確保量	87	118	118	118	118	118

6-① 女性への就業支援[事業番号:58]



【事業内容】

再就職を希望する女性を対象としたセミナーの開催や相談、求人情報の提供により、復職を支援する事業です。

【今後の方向性】

- 引き続き、子育て女性の再就職を支援し、地域経済の維持・成長を図ります。
- セミナー参加者のその後の就業状況を確認し、セミナー内容について見直しを行うことで、より多くの女性の就業を支援します。

(単位：回)

目標指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
セミナーの開催回数	1	1	1	1	1	1

6-② 多世代住宅補助[事業番号:66]



【事業内容】

小学校修了前の子どもと親、祖父母等の3世代が同居・近居することで、全ての世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

- 令和元年7月からの新規事業のため、今後、補助申請者へのアンケート調査を実施し、多世代住宅についての意識調査を行います。
- 啓発用パンフレット等で市民や事業者へPRを行います。

(単位：件)

目標指標	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
申請件数	令和元年度 から実施	40	40	40	40	40

7-① 利用者支援事業[事業番号:72]

【事業内容】

子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザー及び母子保健コーディネーターが、それぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業です。

【今後の方向性】

- 引き続き、「あんぱ〜く」や他の交流の場において、子育て支援アドバイザーによる利用者一人ひとりに合った子育て支援サービスを提案する取り組みを進めます。また、母子保健コーディネーターを含む保健師等専門職が、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや相談に対応し、子育て家庭を支援します。
- 地域の子育て中の親子が集まる場において、子育て支援に関する情報を提供します。
- 児童センターや子育て支援センター、あんステップ等関係機関と連携を強化し、利用者支援事業のさらなる充実を図ります。

◆利用者支援事業(基本型)実施箇所数

(単位:箇所)

量の見込み及び 確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1	1

◆利用者支援事業(母子保健型)実施箇所数

(単位:箇所)

量の見込み及び 確保量	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1	1

7-② 地域子育て支援拠点事業[事業番号:73]

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

児童センター、つどいの広場、子育て支援センターの各事業を市内18か所で実施しています。

【今後の方向性】

○子育て中の親子が安心して気軽に集い、子育てに関する情報共有や交流をする場としての充実を図ります。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	115,236	142,190	145,436	145,514	143,280	141,021
確保量	144,839	142,190	145,436	145,514	143,280	141,021

7-③ 子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)[事業番号:74]

【事業内容】

保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期の宿泊で子どもを預かる事業です。

現在、市内1か所、市外5か所(岡崎市、豊橋市、碧南市)で実施しています。

【今後の方向性】

○利用者が増加傾向にあることから、利用しやすい事業とするための充実を図ります。

(単位:人)

量の見込み及び 確保量(延べ)	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	10	33	32	33	32	32
確保量	20	33	32	33	32	32

7-④ ファミリー・サポート・センター事業[事業番号:79]

【事業内容】

育児の援助をする人(提供会員)と援助をしてもらいたい人(依頼会員)が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

【今後の方向性】

○依頼会員は増加していますが、提供会員が増加していない課題に対して、提供会員を確保するため、回覧板等を活用した事業内容のPRを実施し、今後も提供会員の確保に努め、利用しやすい体制を確保します。

(依頼・提供成立分)

(単位:件)

量の見込み及び 確保量(延べ)	基準値 平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1,383	3,083	3,238	3,370	3,476	3,553
確保量	2,721	3,083	3,238	3,370	3,476	3,553